

政策Ⅲ－２－（１）－②

金融行政の透明性・予測可能性の向上

1. 目標等

達成すべき目標	金融行政の透明性・予測可能性が向上すること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性が向上する必要がある。 【根拠】金融改革プログラム（平成16年12月）等
測定指標	金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況 （金融行政の透明性・予測可能性についての測定指標については現在適当なものが存在しないことから、金融機関等へのアンケート調査結果など、測定指標について今後検討する。）

2. 平成18年度重点施策等

18年度重点施策	① 金融行政に関する広報の充実 ② 行政処分の公表 ③ ノーアクションレター、一般的な法令解釈に係る書面照会への適切な対応
参考指標	① 金融庁ホームページへのアクセスの状況（件数） ① 金融庁ホームページへの新着情報配信サービス登録状況（件数） ① 金融庁ホームページの改善の状況（コンテンツの充実と改修実績等） ① 金融行政アドバイザーからの意見等の公表状況 ① 財務局との連携状況 ① パブリックコメントの実施状況（遵守状況、件数） ② 行政処分事例集の公表状況 ③ 回答状況（回答実績）

3. 政策の内容

「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性が向上する必要があることから、金融行政に関する広報の充実、行政処分の公表、ノーアクションレターや一般的な法令解釈に係る書面照会への適切な対応等の諸施策を実施していくこととしています。

4. 現状分析及び外部要因

「金融改革プログラム」において、金融行政の透明性・予測可能性を向上させ、信頼される金融行政を確立するとの観点から示されていた諸施策（金融庁の行動規範（code of conduct）の確立等）を随時実施してきました。「金融改革プログラム」の対象期間は平成19年3月末に終了しましたが、引き続き、本施策の実施に努める必要があります。

金融行政にかかる広報については、これまでも記者会見・記者説明など報道機関を通じての情報発信だけでなく、政府広報やホームページなど多様な媒体を活用し、正確な情報を直接発信すべく努めてきています。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 金融行政に関する広報の充実

ア. 金融行政に関する様々な機会・媒体を活用した広報

(ア) 当庁の施策について、全国各地で開催される業務説明会等の場等において説明を行った他、政策広報のテレビ等の各種媒体の活用により広報展開を行いました。

(イ) 金融庁においては、各種報道発表を行っていますが、引き続き重要なもの等については、報道発表に併せて大臣による記者会見や担当者による記者説明を行うほか、必要に応じ英語による資料を作成し、広報を行っています。

(ウ) 17年9月に導入した金融行政アドバイザー制度に基づき、各財務（支）局・沖縄総合事務局において、金融行政アドバイザーより金融行政に対する意見等を報告頂くとともに広報活動に参画頂いております。

また、18年9月、「財務広報相談官会議」を開催し、各財務（支）局・沖縄総合事務局の広報担当者と意見交換を実施しました。

イ. 金融庁ホームページ等の充実

(ア) 「本人確認法施行令の改正」、「株券電子化（ペーパーレス化）」、「貸金業法改正と多重債務者対策」、「金融商品取引法制」等、国民生活に重大な関わりがある分野を中心に、ホームページの情報内容の充実を図るとともに、ホームページ上の月刊広報誌「アクセスFSA」の特集やお知らせコーナーを活用して、正確で分かりやすい情報発信に努めました。また、英文ホームページ上のWeb広報誌「FSA Newsletter」を定期的に掲載し、海外に向けた金融庁政策の情報発信に努めました。

(イ) 更に、上記のうち「本人確認法施行令の改正」、「貸金業法改正と多重債務者対策」については、政府広報を活用し、幅広く情報が周知されるよう努めました。

(ウ) 各財務(支)局・沖縄総合事務局は、金融行政アドバイザーが参画する広報活動に資するよう金融行政に関する情報を提供したほか、金融行政アドバイザーより寄せられた主な意見等を公表するなど、国民への積極的な情報提供に努めました。

また、地域で国民の皆様と直接接する各財務(支)等の広報担当者と意見交換を行い地域の実情や課題の把握に努めました。

② 行政処分の公表

ア. 「金融上の行政処分について」の公表

19年3月、行政処分に対する金融庁の従来からの考え方を「金融上の行政処分について」として公表することにより、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行うという基本原則をはじめ、行政処分の公正性・透明性の確保のための手段、行政処分の基準、庁内のチェック体制、事後のフォローアップについて、文書により明確にしました。^{※1} なお、4月には英訳文についても公表しました。^{※2}

イ. 不利益処分の公表

(ア) 行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を含め、全て公表を行いました(財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除く)。

(イ) 法令違反等に対する業務改善命令等の不利益処分を、一覧性のあるものとして取りまとめた「行政処分事例集」について、18年7月、19年2月及び同年5月に更新を行うことで、国民への情報提供を行いました。なお、今後は四半期毎に更新を行うこととしました。^{※3}

③ ノーアクションレター、一般的な法令解釈に係る書面照会への適切な対応

「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(13年3月27日閣議決定)の改正(19年6月22日閣議決定)や、金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の「中間論点整理(第一次)」(19年6月13日公表)などを踏まえ、19年6月、照会対象範囲の拡大、照会者名の非公表化等を内容とする「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」の改正を

^{※1} <http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/syobun.html>

^{※2} <http://www.fsa.go.jp/en/refer/guide/action.html>

^{※3} <http://www.fsa.go.jp/news/18/20070531-2.html>

行い、同年7月から実施することとしました。

なお、18事務年度におけるノーアクションレター制度に関する回答実績は4件で、制度創設からの累計は26件となりました。

④ 金融検査に関する情報・監督指針等の公表

ア. 金融検査に関する情報の公表

(ア) パブリックコメントに付した上で、19年2月に「金融検査マニュアル」を全面改訂・公表しました。また、改訂金融検査マニュアルに対する関係者の理解の向上に資することを目的として、19年4月に「改訂金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」を作成・公表し、19年6月には、本FAQに質問を追加するなど、内容を拡充しました。

(イ) 18年7月には、金融検査指摘事例集及び意見申出事例集について、内容の更なる充実を図った上で、作成・公表しました。

イ. 監督指針等の公表

18事務年度に行った監督指針等の改正等(18件)についても、必要に応じパブリックコメントに付した上で、速やかにその趣旨、内容を公表することにより、金融行政の透明性の確保に努めました。

(2) 評価

① 金融行政にかかる広報の状況

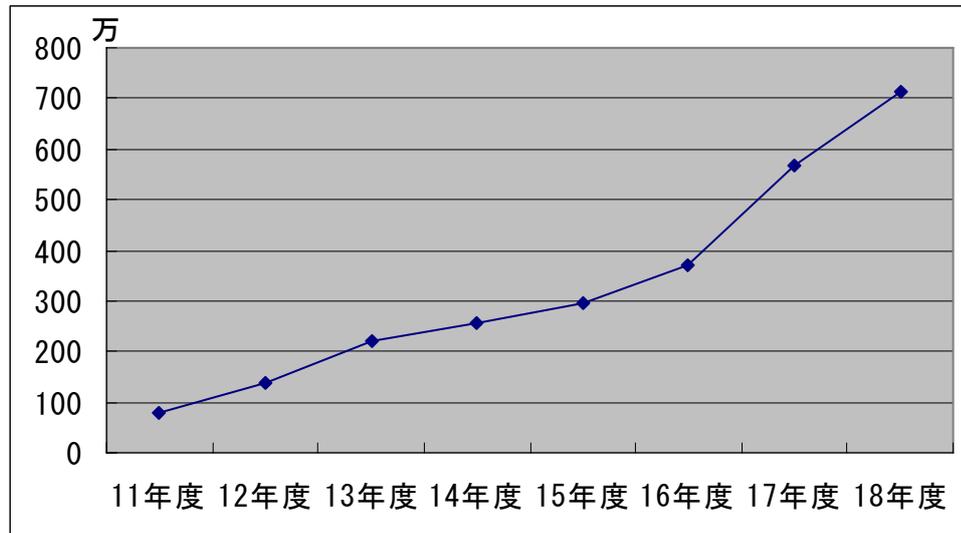
金融行政にかかる広報については、上記の通り、記者会見・記者説明等の開催、政府広報等各種媒体を活用した広報展開、各地における説明会の実施、ホームページ掲載内容の充実等、その充実に努めてきました。

ア. ホームページへのアクセスの状況

ホームページのトップページにおけるアクセス件数についてみると、18年度は7,145,690件で、17年度5,656,304件に比べて約26.3%増加しています。一方、英文ホームページについては、18年度は209,036件であり、17年度の244,481件に比べ約14.5%減少しています。英文ホームページの減少要因としては、17年度はニューズレターの掲載や英文プレスリリース件数の増加により、飛躍的にアクセス件数が伸びたものの、18年度は前年より英文プレスリリース件数が減少したことにより、アクセス件数も減少したものと推測されます。

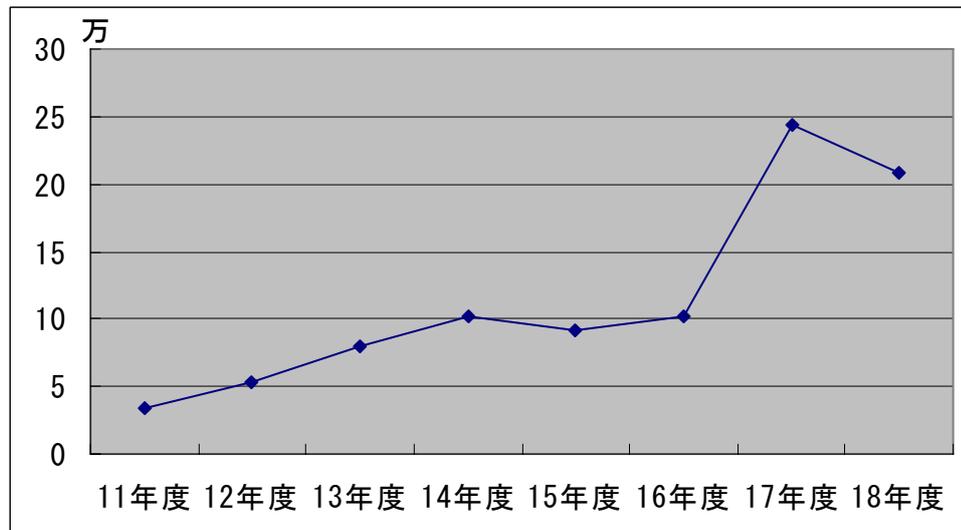
【資料1 和文ホームページへのアクセス件数】

(単位：件)



【資料2 英文ホームページへのアクセス件数】

(単位：件)

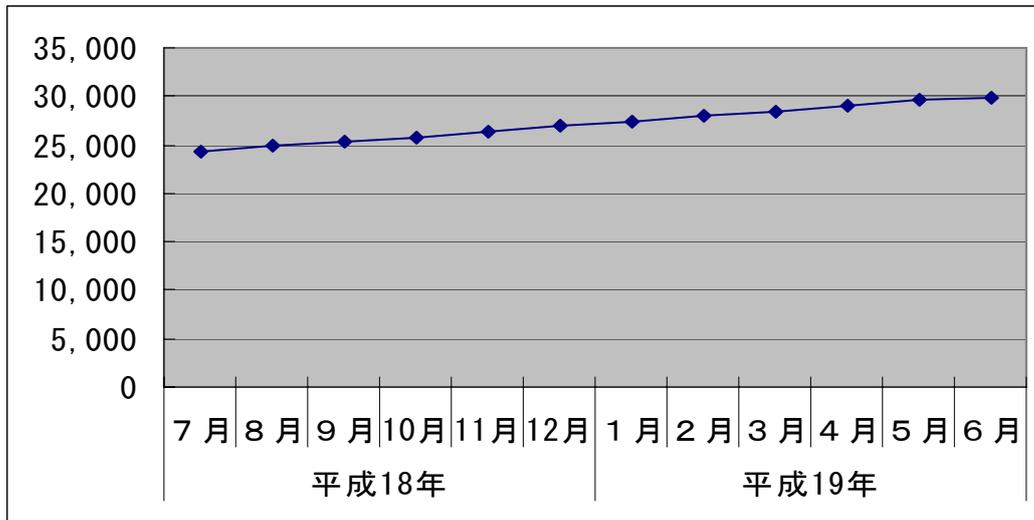


イ. 新着情報配信サービス登録状況

予めメールアドレスを登録すると、日々発表される新着情報が電子メールで案内される「新着情報メール配信サービス」を提供しています（14年6月3日提供開始）。その登録者数は18事務年度終了時点で2万9千件を超えています。

【資料3 新着情報メール配信サービス登録件数】

(単位：件)



② 行政処分の公表

行政処分に対する金融庁の従来からの考え方を改めて公表するとともに、金融庁及び財務局等が行った法令違反等に対する不利益処分を公表することにより、金融行政の透明性の確保が図られるとともに、他の金融機関等における予測可能性が高まり、同様の事案の発生の抑制が図られたものと考えています。

③ ノーアクションレター、一般的な法令解釈に係る書面照会への適切な対応

ノーアクションレター制度については、本制度の基本的な枠組みである閣議決定の改正を踏まえた対応のみならず、受理手続の円滑化や回答期間の短縮化に向けた取組み等、金融庁独自の対応を検討、実施しており、同制度の活用促進や、金融行政の透明性・金融機関の予測可能性の更なる向上に資するものであったと考えています。

④ 金融検査に関する情報・監督指針等の公表

改訂金融検査マニュアル等の金融検査に関する情報の公表や、監督指針等の策定・改正に関する趣旨及び内容についての速やかな公表により、金融行政の透明性・予測可能性の更なる向上に寄与したものと考えています。

6. 今後の課題

- (1) 国内のみならず対外的に我が国の金融関連法令等や金融庁の施策、さらには金融関連情報等を積極的に発信し、我が国金融行政の透明性、信頼性を世界にアピールしていくため、海外広報の体制整備を図るとともに、英文ホームページの掲載情報

のより一層の充実に努める必要があります。また、現在、日本語版金融庁ホームページについてのみ行っている新着情報メール配信サービスについては、利用者のニーズが高いため、これを英語版金融庁ホームページ、証券取引等監視委員会ホームページ（英語・日本語）、公認会計士・監査審査会ホームページ（日本語）にも拡張し、ホームページ利用者へのサービス向上を図ることが重要です。

- (2) 金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、引き続き、行政処分等において行った法令解釈の周知及び法令等遵守に係る監督指針等の整備等により予測可能性の向上を図ることによって、法令違反行為等の再発防止に努める必要があります。

また、ノーアクションレター制度等については、民間の金融分野における新商品・サービス創出活動に資する観点から、細則改正後における制度の的確な運用に努めるとともに、関係業界団体との意見交換や広報誌への掲載等を通じ、同制度および一般的な法令解釈に係る書面照会手続の一層の周知徹底を図ることにより、金融行政の透明性・金融機関の予測可能性の更なる向上を図っていく必要があります。

- (3) 以上を踏まえ、20年度において、①海外広報体制等の整備及びノーアクションレター制度等の法務執行体制の充実・強化に係る機構・定員要求、②海外広報の充実に必要な報道発表資料等の英訳等に係る予算要求、③ホームページの維持管理及び新着情報メール配信サービス拡張に係る予算要求、をそれぞれ行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論等

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

【18年度の達成度及び判断理由】 B

金融行政の透明性・予測可能性の向上に資するものとして重点施策等を中心に取り組み、一定の成果が上がっているものの、更なる取組みを進める必要があることから、Bと評価しました。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 和文ホームページ、英文ホームページへのアクセス件数
- ・ 新着情報メール配信サービス登録件数

10. 担当課室名

総務企画局政策課広報室、総務企画局政策課、総務企画局企画課、総務企画局市場課、検査局総務課、監督局総務課